評議員候補者申請資格要件

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２５年８月３１日施行

1. 日本輸血・細胞治療学会会員歴：１年以上
2. 日本輸血・細胞治療学会認定医、認定輸血検査技師制度の認定輸血検査技師の資格を有する者。または学会認定・自己血輸血看護師制度の自己血輸血看護師、学会認定看護師制度の臨床輸血看護師、学会認定・アフェレーシスナース制度のアフェレーシスナースの資格を有する者。
3. 日本輸血・細胞治療学会総会または支部例会で筆頭発表（口演、ポスター）していること。または、筆頭としての論文が日本輸血細胞治療学会雑誌に掲載されていること。
4. 上記（１）（２）（３）を満たす者を有資格者とする。
5. 上記（２）（３）は満たしていないが、東北地方における輸血細胞治療領域で顕著な貢献が認められる者については評議員会において審議する。